

平成 20 年 5 月 30 日  
電源開発株式会社

発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策に関する報告について

当社は、平成 19 年 5 月 16 日付の国土交通省北海道開発局及び関係地方整備局\*からの河川法第 75 条第 1 項に係る命令に基づき、「水利使用に係る適正性の確認体制の整備」、「河川法令の遵守意識の徹底」、「河川法令手続等に係る事前相談の実施」等の再発防止に向けての取り組みについて、本日、国土交通省北海道開発局及び関係地方整備局\*に報告いたしましたので、お知らせします。

また、同日、高知県に対しましても、同様に再発防止策に関する報告を行いました。

当社としては、今後とも社内におけるコンプライアンス意識の徹底を図ると共に、社員の河川法令知識に関する理解を促進させ、発電水利使用に関する不適切事案を根絶するために再発防止策への取り組みを継続的に実施し、社会的信頼の回復に努めて参ります。

\* 関係地方整備局

東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、北陸地方整備局、  
近畿地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局

以上

発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策に関する報告書の概要

命令書の内容	再発防止策	報告書の概要
1.水利使用に係る適正性確保の確認体制の整備	<p>河川法令上必要な許可申請及び水利使用規則に基づく測定データの報告等について、長期保守計画策定段階から本店、支店・電力所における複数部署が関与する確認体制を構築し、河川法許可申請等業務フローを明確にすることにより、組織横断的な水利使用に係る適正性の確認体制を確立する。</p> <p>(1) 長期保守計画策定システム内での許認可申請確認欄の追加及び許認可経歴台帳（平成19年下期システム化予定）の整備により、許可申請業務に関する確認体制の整備を行う。</p> <p>(2) 実測データの保管義務づけ、実測データと報告データの複数社員による確認の義務づけ、ダム測定業務等重要業務における担当者引継ぎのダム主任技術者による確認の義務づけにより、データの定期報告に関する確認体制の整備を行う。</p> <p>上記施策は支店長が実施責任者として推進し、支店コンプライアンス委員会が申請（報告）業務の適正性を確認、全社コンプライアンス委員会がその確認結果を点検、評価する仕組みとする。</p> <p>平成20年度以降、河川管理者へ確認・点検結果を毎年度報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記再発防止策への取り組みを実施するとともに、実施に必要な社内マニュアルの整備を行った。</li> <li>・各支店コンプライアンス委員会において、各支店は自組織の自己監査等により、再発防止策が適切に実施されたことを確認。</li> <li>・全社コンプライアンス委員会は、各支店における適正性確認結果について点検を行い、妥当なものと評価。</li> </ul>
2.河川法令の遵守意識の徹底	<p>河川法令の遵守意識の徹底を図るため、諸会合、研修、教育を通じて河川法及び関係法令に関する知識の習得と、コンプライアンス意識の重要性の認識を深める。</p> <p>(1) 機関長会議等において取締役、本店機関長が出席し、コンプライアンス意識の向上、コミュニケーションの促進を図る。</p> <p>(2) 社員（グループ社員含む）に対する河川法及び関係法令に関する定期的な教育を実施する。</p> <p>(3) 本店技術主管箇所によるダム管理主任技術者等を対象としたダムの安全性管理に関する再教育及びダムの設備技術基準の専門教育を行う。</p> <p>(4) 本店における技術検討会を活用し、Jパワーグループ内で、最近の申請事例について情報共有化を図る。</p> <p>上記を内容とする年度取組実施計画及び前年度取組実績について、河川管理者へ毎年度報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス意識の向上、コミュニケーションの促進を図るため、各種会議、教育・研修、社外講師を招いての講演会を実施。</li> <li>・上記施策を通じ、河川法および関係法令の知識レベルの向上、法令遵守の必要性等の理解度の向上を図ることができたと思料。</li> <li>・平成20年度以降も継続実施を計画。</li> </ul>
3.河川法令手続等に係る事前相談の実施	<p>(1) 水力発電施設における工事に係る河川法の許可申請の要否、報告の必要なデータ補正やその計測方法を変更する場合の是非について、必ず関係する地方整備局・河川事務所と事前相談を行う。</p> <p>(2) 河川法に係る当該年度の工事計画、前年度の工事実績及び工事履歴、報告の必要なデータに係る計測予定表等を毎年度河川管理者へ報告する。</p> <p>(3) 年度途中で緊急に必要となる工事については、その都度事前相談を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記項目に従い、河川法に係る当該年度の工事計画、前年度の工事実績及び工事履歴、報告の必要なデータに係る計測予定等を報告。</li> <li>・あわせて計画外・緊急工事に係る工事計画の事前相談実績を報告。</li> </ul>
4.定期的な自己点検	<p>自ら策定した再発防止策への取組みが十分機能していることを確認するため、定期的に自己点検を実施し河川管理者へ報告する。</p> <p>(1) 河川法令にすべからず違反していないか、外部専門家（弁護士）を含む点検チームによる自己点検を行い、その結果を報告する。（5年毎）</p> <p>(2) 当社施設の安全性について、外部専門家（大学教授等有識者）を含む「安全性評価検討会」による自己点検を行い、その結果を報告する。（5年毎）</p>	<p>（定期的自己点検については、5年毎の報告を命じられているものであり、初回報告は平成24年10月予定のため今回報告の対象外）</p>
5.沼原発電所に関して命じられた措置	<p>(1) 堤体の安全点検（安全点検計画、測定データの信頼度向上、社内ダム定期検査等）、管理体制の構築（「安全性評価検討会」及び「沼原ダム保守管理検討会」の設置）、関連職員に対する研修等（本支店における集合研修及び外部専門家による社外研修）を内容とする自己点検計画を策定する。</p> <p>(2) 10年間を自己点検計画の検証期間とする第三者機関による堤体の安全性点検を実施する。その内容については河川管理者との協議により決定する。</p> <p>(3) 本件の経緯・内容について、栃木県、那須塩原市及び関係河川使用者に適宜説明し理解を求めていく。</p>	<p>（「沼原ダム安全性評価会（第三者機関）」における堤体の安全性点検結果は、平成20年1月報告済）</p>